

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省 略

二 電子証明書 申請等を行う者、行政機関等その他の者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録で、次のイからハまでのいずれかに該当するものをいう。

イ 省 略

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書

2 省 略

(事前届出等)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（次条第一項ただし書（第一号に係る部分に限るものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者及び第五条の二第一項の規定により同項に規定する申請等を行う者とする者を除く。）又は電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行う者とする者（第八条第一項ただし書の規定の適用を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。

一 省 略

2 省 略

3 税務署長は、次条第一項ただし書（第一号に係る部分に限るものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同条第一項の規定により申請等を行う者とする者及び第八条第一項ただし書

改 正 前

(定義)

第二条 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に基づき地方公共団体情報システム機構が作成したもの

2 同 上

(事前届出等)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（次条第一項ただし書（第一号に係る部分に限るものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む。）又は第五条の二第一項の規定により申請等を行う者とする者を除く。）又は電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行う者とする者（第八条第一項ただし書の規定により国税の納付を行う者とする者を除く。）は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。

一 同 上

2 同 上

3 税務署長は、次条第一項ただし書（第一号に係る部分に限るものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定により申請等を行う者とする者及び第八条第一項ただし書の規定により国税の納付を行う者

の規定の適用を受けて同項の規定により国税の納付を行おうとする者に対し、第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

457 省 略

(電子情報処理組織による申請等)

第五条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等（前条第一項又は第六項（第一号に係る部分に限る。）の届出を除く。以下この条において同じ。）を行う者は、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、特定電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項（以下この条において「申請書面等記載事項」という。）並びに同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をすることを要しない。

- 一 当該電子情報処理組織の利用の際に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。第六条第一項第三号及び第八条第一項において同じ。）又は移動端末設備（同法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた同法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。同号及び第八条第一項において同じ。）を用いて電子利用者証明（同法第二条第二項に規定する電子利用者証明をいう。同号及び第八条第一項において同じ。）を行う場合 識別符号及び暗証符号を入力すること（あらかじめ当該申請等を行う者が本人であることを確認するための措置として国税庁長官が定めるものがとられている場合には、識別符号及び暗証符号を入力すること並びに当該申請等の情報に電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。）。

とする者に対し、第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

457 同 上

(電子情報処理組織による申請等)

第五条 同 上

- 一 当該電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第六条第一項第三号及び第八条第一項において同じ。）を用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する場合 識別符号及び暗証符号を入力すること（あらかじめ当該申請等を行う者が本人であることを確認するための措置として国税庁長官が定めるものがとられている場合には、識別符号及び暗証符号を入力すること並びに当該申請等の情報に電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。）。

二 省 略
2 5 7 省 略

(申請等において氏名等を明らかにする措置)

第六条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかとする。

一・二 省 略

三 電子情報処理組織の利用の際に個人番号カード又は移動端末設備を用いて電子利用者証明を行い、申請等を行うこと。

四 省 略

2 省 略

(電子情報処理組織による国税の納付手続)

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行おうとする者は、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、国税通則法第三十四条第一項に規定する納付書に記載すべきこととされている事項並びに国税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供するプログラムのみを使用して行う国税の納付手続(以下この項において「特定納付手続」という。)を行う者にあつては識別符号を、特定納付手続以外の納付手続を行う者にあつては第四条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて識別符号及び暗証符号を、それぞれ入力して、これらを送信することにより、その納付を行わなければならない。ただし、特定納付手続以外の納付手続について、当該電子情報処理組織の利用の際に個人番号カード又は移動端末設備を用いて電子利用者証明を行う場合には、識別符号及び暗証符号を入力することを要しない。

2 | 前項又は国税通則法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)

()の規定により所得税を納付しようとする者は、その納付の際、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十条の規定その他の源泉徴収に係る所得税に関する法令の規定(以下この項において「源泉徴収に係る所得税の納付手続に関する規定」という。)により国税通則法第三十四条第一項に規定する納付書に源泉徴収に係る所得税の納付手続に関する規定に規定する計算書を添付しなければならないこととされている場合には、当該

二 同 上
2 5 7 同 上

(申請等において氏名等を明らかにする措置)

第六条 同 上

一・二 同 上

三 電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カードを用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を送信して申請等を行うこと。

四 同 上

2 同 上

(電子情報処理組織による国税の納付手続)

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行おうとする者は、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、国税通則法第三十四条第一項に規定する納付書に記載すべきこととされている事項並びに国税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供するプログラムのみを使用して行う国税の納付手続(以下この項において「特定納付手続」という。)を行う者にあつては識別符号を、特定納付手続以外の納付手続を行う者にあつては第四条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて識別符号及び暗証符号を、それぞれ入力して納付を行わなければならない。ただし、特定納付手続以外の納付手続について、当該電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カードを用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する場合には、識別符号及び暗証符号を入力することを要しない。

2 | 前項又は国税通則法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)

()の規定により所得税を納付しようとする者であつて、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十条又は租税特別措置法施行令(昭和四十二年政令第四十三号)第二十五条の十の十一第七項若しくは第二十六条の十第一項の規定に該当するものは、これらの規定に規定する計算書については、第五条の規定により申請等を行わなければならない。

計算書については、第五条第一項の規定により申請等を行わなければならない。

附 則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第八条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）は、令和六年四月一日から施行する。